

## **第4章**

### **試験評価項目（案）の検討**

## 第4章 試験評価項目（案）の検討

我が国では、1990年代の初めから、介護職の業務の内容を専門職以外が観察しても記述できるようにするために、介護職が提供した行為ごとに、これを明文化し、分類することができるトータル・ケア・コード（T.C.C）<sup>1</sup>が開発されてきた。この介護業務分類コード等を参考に、評価基準検討ワーキンググループにおいて、実技試験・学科試験の範囲となる必須業務、学科試験の範囲となる関連業務や周辺業務等の評価項目について検討を行い、ヒアリング結果をもとに項目の難易度やレベル感の見直しを図った。

### 1. ヒアリング調査（調査1）

技能実習生の技能の到達水準については、前章にて示したとおりである。必須業務（実技試験の対象）の介護行為（中項目）、さらに評価項目としての具体的な介護行為（小項目）によって難易度が異なると推測されるため、実際に介護現場で働く外国人介護職員が携わっている業務や、法人の人材育成制度をヒアリングにて確認した。それらを踏まえ、実技試験で問うための到達レベルに合うよう評価項目の中でグラデーションを設定することとした。

また、外国人介護職員の雇用にあたっての実情や、現場での指導にあたっての留意点、技能の習得状況等についても確認し、評価項目検討の参考とした。

#### （1）評価項目（案）検討のためのヒアリングの実施概要

##### ①外国人介護職員が働く介護施設・事業所へのヒアリング（5施設・事業所）

外国人介護職員を雇用している医療・介護サービス事業所を選定

	地域	施設規模	施設（法人）概要／選定理由
法人A	首都圏 （23区・多摩地区等）	複数の市にまたがり医療・介護サービスを展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養、地域密着型認知症対応型共同生活介護、特定有料老人ホーム、サ高住等の施設を保有（系列に病院あり）</li> <li>・ 永住権を持つ外国人介護職員が就労</li> </ul>
法人B	首都圏 （多摩地区）	ひとつの市内で医療・介護サービスを展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老健、居宅介護支援事業所当施設を保有（系列に病院あり）</li> <li>・ E P A介護福祉士・候補者が就労</li> </ul>
法人C	東海	複数の市、県をまたぎ医療・介護サービスを展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養、老健、経費老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設、サ高住等の施設を保有</li> <li>・ 74名の外国人介護職員が就労</li> </ul>

<sup>1</sup> T Tsutui, S Higashino. Development of Tsutui Total Care Code: revealing the nature and quantity of care services provided in Japan Fields of nursing care, long-term care, and childcare services. 経営と情報 2011 ; 23(2) : 23-50

法人D	首都圏 (23区)	複数の市にまたがり医療・介護サービスを展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養、老健、居宅介護支援事業所等の施設を保有</li> <li>・ 留学生がパートとして就労</li> </ul>
法人E	東海	複数の市にまたがり医療・介護サービスを展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設・認可保育園・特養・老健等の施設を保有</li> <li>・ 10名の外国人介護職員が就労</li> <li>・ E P A介護福祉士候補者が就労</li> </ul>

### 主なヒアリング項目

外国人介護職員の技能習得について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入職後最初にかかわる業務内容</li> <li>・ 身体介護を任せられるようになるまでのおおよその期間</li> <li>・ 身体介護業務の難易度</li> </ul>
外国人介護職員の受け入れ体制・育成体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用してみたの気付き・現状等</li> <li>・ 育成の仕組み</li> <li>・ 指導にあたって留意していること</li> <li>・ 必要な日本語能力</li> <li>・ 文化の違いへの対応例</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人介護職員が判断・理解しにくい評価項目とその理由</li> </ul>

## ②公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）へのヒアリング

### 主なヒアリング項目

E P Aの枠組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせんについて</li> <li>・ 就労開始前後の流れ</li> </ul>
E P A介護福祉士候補者のレベル感について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力について</li> <li>・ 介護技術について</li> </ul>
外国人への学習支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人への学習支援について</li> </ul>

## (2) ヒアリング調査のまとめ

### 【技能の習得に向けた考え方】

入浴介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本人スタッフが見守っていれば、難易度は高くない</li> </ul>
衣服の着脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか」は初期の段階でも可能</li> </ul>
食事介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的容易に介助できる（咀嚼できる・飲み込みが良い・誤嚥の可能性がない）利用者であれば、食事介助の難易度は低い</li> <li>・ 口腔ケアの難易度は高い。また、認知症の場合は別に考える必要がある</li> <li>・ 「声をかけたり肩を叩いたりする等して、利用者の覚醒状態を確認したか」は難しく、5年目が妥当。指示があれば「とろみつけが必要とされる利用者の食事に、とろみがついていることを確認したか」「禁忌食の確認をしたか」等はルーチンワークであれば、また「食べやすい座位の位置や体幹の傾きはないか等座位の安定を確認したか」も3年程度で習得が可能</li> </ul>
排泄介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルールの決まっているおむつ交換は最低限の声かけと確認ができれば可能だが、拘縮や褥そうのある場合は難易度が変わる。また、日本人でも「しわがないように整える」は心配がある</li> <li>・ トイレ誘導は、立位がしっかりし、尿意・便意を訴えることができ、見守りをすればよい人から始め、徐々に難易度を上げる</li> <li>・ 「排泄の間隔を確認したか」は、ルーチンワークの部分と訴えがあったときに行う部分があるため、ある程度の熟練が必要で3年では難しい</li> </ul>
移乗・移動／ 体位変換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移乗の難易度は高い</li> <li>・ 独歩で転倒リスクのある人の付き添いは難しい。杖歩行介助は利用者の状態像に合わせる必要があるため難易度が高い</li> <li>・ 体位変換の難易度は高くない</li> </ul>

## 2. 技能評価試験の範囲

ヒアリング結果を参考に、評価基準検討ワーキンググループにて評価項目（案）を検討した。とくに必須業務である身体介護業務と安全衛生業務については、何年目修了時に実技試験を行うかと、その時の求められる到達水準を示したものであり、実習実施機関の技能実習生に対する育成方針やスケジュールを妨げるものではない。目安としての到達水準を設けたものである。

## (1) 必須業務におけるレベル感について

中項目（例 入浴、食事等）ごとに分類し、その中の小項目（例 顔の清拭の介助等）ごとのレベル感を整理すると、以下の通りとなる。

	入浴	食事	排泄	衣服の着脱	体位変換 移乗・移動	利用者に応じた対応（認知症、障害等）	感染予防 事故対応	
1年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>顔の清拭の介助</li> <li>手浴の介助</li> <li>足浴の介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おむつ交換</li> <li>排泄の準備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>体位変換</li> <li>起居の介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすでの移動介助</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な手洗い</li> <li>自己のケア&amp;感染予防対策</li> </ul>
2年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴前の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事前の状態確認</li> <li>食事の際の姿勢調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレでの排泄介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衣服の着脱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすへの移乗介助</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症予防対策</li> <li>咳・むせこみ対応</li> </ul>
3年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗身</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事介助</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>杖歩行の介助</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒヤリハットや事故発生時の報告</li> </ul>
5年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体の清拭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔ケア</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に応じたコミュニケーション</li> <li>利用者の通常行動と違う場合の対応</li> </ul>		

<レベル感を設定する上での主な検討事項>

- 入浴介助の「洗身」については、入浴時の職員の人数は比較的どこの施設でも多くフォローしやすいというヒアリング結果ではあったが、その一方で、利用者の転倒等事故も多く、また入浴時は利用者の体調異変も発生しやすい状況のため、技能実習生が直接関わる身体介助としては難易度が高いとし、3年目以降とした。
- 食事介助は嚥下障害等のない利用者であれば比較的難易度は低いということであるが、その一方で、誤嚥等の事故が命に関わるという意見もあったことから、1年目、2年目においては食事に入る前の「食事の準備」や「姿勢調整」等を設定し、直接的な介護行為は3年目以降とした。
- 「おむつ交換」「体位変換」「起居の介助」は、介助の手順がある程度決まっていることから、1年目から評価が可能と判断した。
- 「杖歩行」は利用者が独歩であるため転倒等の事故リスクがあり、難易度は高いと判断し3年目以降に設定した。



業務分類	試験内容	大項目	中項目	No	小項目	レベル設定				
						1年目	2年目	3年目	5年目	
						ル指 示の 下で 基本 的な 介 護を 実 践 し て い く べ い	ベに 指 示 の 下 で 介 護 を 、 一 定 程 度 実 践 し て い く べ い	を 自 ら 、 一 定 程 度 実 践 し て い く べ い	を 自 ら 、 一 定 程 度 実 践 し て い く べ い	
業 務	関 連 業 務	身 体 介 護 以 外 の 支 援  (イ メ ー ジ 図 B、C)	掃 除、 洗 濯、 調 理	1	利用者の生活支援のための掃除、洗濯等ができる	○	○	○	○	
				2	ベッドメイキング・シーツ交換ができる	○	○	○	○	
				3	利用者の状態に応じた居室環境整備ができる	○	○	○	○	
			機 能 訓 練 の 補 助 レ ク リ エ ー シ ョ ン	1	施設における身体介護以外の日々の活動で機能訓練の補助、レクリエーション等の見守りや補助ができる	○	○	○	○	
				情 報 収 集	1	利用者個人個人を認識できる	○	○	○	○
					2	利用者の変化について、必要な情報を収集できる	○	○	○	○
業 務 を 支 え る 能 力 ・ 考 え 方 等	学 科	コ ミュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力 人 間 の 尊 厳 介 護 実 践 の 考 え 方 社 会 の し く み こ こ ろ と か ら だ の し く み 等  (イ メ ー ジ 図 E、F)	心身機能・身体構造の理解	1	こころとからだのしくみが理解できる	○	○	○	○	
			日 本 文 化 ・ 社 会 の 理 解	1	介護に必要な利用者の生活習慣等を理解できる	○	○	○	○	
				2	適切な身支度ができる(実習実施機関のルールに従って)	○	○	○	○	
				3	適切な勤務態度である(実習実施機関のルールに従って)	○	○	○	○	
			対人関係	1	利用者やその家族、職場のスタッフと適切な関係を持つことができる	○	○	○	○	
			コ ミュ ニ ケ ー シ ョ ン	1	話し言葉やジェスチャー、書き言葉を理解できる	○	○	○	○	
				2	話し言葉やジェスチャー、書き言葉を使うことができる	○	○	○	○	

### 3. 評価基準マニュアル（案）の作成

評価項目に沿って、評価基準マニュアル（案）の作成を行った。この評価基準をベースとして、試験評価者、実習指導者、外国人技能実習生がそれぞれが活用できるものとする。

→別冊「評価基準マニュアル（案）」

### 4. その他

#### （1）ICFとの関連性について

技能実習制度は、技能実習生が日本で技能を学び出身国に持って帰るとともに、両国のグローバル化も進めることとなるため、技能移転の対象とする場合の「介護」のイメージを理解してもらうためにも、ICFという世界共通の標準化されているものを使い整理する必要があると考え、ICFの考え方を踏まえ評価項目を作成した。

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）

人間の生活機能と障害に関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するものであり、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約1,500項目に分類されている。

引用：「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－」（日本語版）の厚生労働省ホームページ

#### （2）認知症ケアについて

「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」において、認知症ケアについては我が国の介護技能の特徴をなすものであり、また国際的にも技能ニーズが高まることを踏まえ、関連する知識等の理解を伴うものとすることが重要であるとされた。しかし、実習実施機関によっては認知症の利用者がいないことも考えられ、認知症については知識として習得することは重要であるが、実習実施機関には高齢者施設、障害者施設、病院等様々あり、また介護は利用者の特性に応じたものであることから、認知症に特化した項目は設定しないこととした。

認知症については、「利用者特性に応じた対応」という項目に含め、各々の実習実施機関の利用者の特性に応じて習得することとした。

#### （3）実技試験において現認評価が難しい項目について

プライバシーへの配慮が必要な項目（例 入浴やおむつ交換等）や、突発的事象の項目（例 感染症予防、事故対応等）に関しては、状況や写真等を提示して、それに対する判断や行動等を行わせる判断等試験として実施することも考えられる。



#### **(4) 禁忌事項について**

介護職員が、医行為等の禁忌事項等を定める法令等を遵守することは当然であるが、これらについては実際の介護現場に入る前の講習で学習・確認されるべきものであること、介護業務に入る前に実習実施機関にて教育されるべきものであることから、禁忌事項の理解については評価試験の対象としないこととする。